

○豊山町きれいなまちづくり条例（関係条例抜粋）

（表彰）

第13条 町長は、きれいなまちづくりの推進に著しく貢献したと認める町民等、事業者その他団体を表彰することができる。

○豊山町きれいなまちづくり条例施行規則（関係条例抜粋）

（表彰の対象）

第4条 条例第13条の規定による表彰は、きれいなまちづくりのための環境美化活動を継続的に実施し、顕著な功績を収めた個人、事業者、団体又は表彰候補者推薦書（様式第3号）により推薦を受けた者であって、次の各号に掲げる基準を全て満たすものを対象とする。

- （1） 実施した環境美化活動が他の模範となること。
- （2） 活動を実施した期間がおおむね5年以上であること。
- （3） ボランティア活動であること。
- （4） 過去に同一の事由による表彰を受けていないこと。

（表彰）

第5条 表彰は、感謝状に記念品を添えてこれを行うものとする。

様式第3号（第4条関係）

表彰候補者推薦書

氏名 (団体・事業者名)			
住所（所在地）			
電話番号			
活動開始年月	年 月	活動継続年月	年 月
主な功績の内容			
その他特記事項			
<p>年 月 日</p> <p>上記の者は、豊山町のきれいなまちづくりに著しく貢献し、他の模範となることから、表彰することが適切と思われるので、推薦します。</p> <p style="text-align: center;">住 所 推薦者 氏 名</p>			